平成２２年（フ）第６５号
石川県七尾市中島町中島３部18番地
債務者　中村　　強
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１７０号
栃木県小山市大字雨ヶ谷138番地28
債務者　鈴木千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７０４号
愛知県豊田市美和町３丁目25番地　県営３―210号
債務者　田中一二三
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２４７号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目２番地５―408
債務者　屋代　寿之
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２４８号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目２番地５―408
債務者　屋代ひろ子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８８号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡８―1005
債務者　金井　政男
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３９５号
東京都武蔵村山市三ツ木５丁目19番地の27
債務者　菅原　順子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
長崎県平戸市前津吉町289番地、旧住所静岡県袋井市諸井1928番地の１　北１号室
債務者　青崎　公平
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
長崎県松浦市調川町平尾免207番地10
債務者　常岡　鶴美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長崎県松浦市志佐町里免1049番地　不老山団地つどい301
債務者　馬場　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
長崎県松浦市志佐町里免1049番地　不老山団地つどい301
債務者　馬場美知子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２９８号
東京都府中市緑町１丁目３番地の３エポリアム府中303
債務者　竹田　俊明
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５７号
北海道帯広市東１条南１丁目６番地
債務者　渡辺　孝志
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
北海道河東郡音更町木野西通14丁目18番地30
債務者　尾藤　悦子（旧姓甚野）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
北海道河東郡音更町木野公園下町１番地９
債務者　田口　春彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２８６号
東京都西東京市柳沢６丁目４番３―411号
債務者　藤　新一郎
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部